

---

---

**第 123 回日本眼科学会総会  
併設器械展示会実施要項**

---

---

2019 年 1 月 15 日

一般社団法人 日本眼科医療機器協会

---

## 第 123 回日本眼科学会併設器械展示会実施要項 目次

---

1. 学 会 長	3
2. 学 会 場	3
3. 学会会期	3
4. 展示会期	3
5. 展示会場	3
6. 展示日程	3
7. 未承認品の手続	4
8. 基礎小間	5
9. 特装	5
10. 小間割	7
11. 荷物の受付・発送	7
12. 駐車場及び搬入出車輛の注意事項	8
13. 消防法関係の注意及び禁止事項	8
14. 出展物の管理と免責	9
15. 損害賠償	9
16. 展示品登録及び画像登録	10
17. 飲食物の提供について	10
18. 展示会 入場証について	10
19. 学会場への入場	10
20. 展示会場での活動について	10
展示に関する「提出」及び「登録期限」一覧	11

## 第 123 回日本眼科学会併設器械展示会実施要項

1. 学 会 長 杏林大学医学部眼科学教室 平形 明人 教授

2. 学 会 場 東京国際フォーラム

3. 学会会期 2019 年 4 月 18 日(木) ~ 21 日(日)

4. 展示会期 2019 年 4 月 18 日(木) ~ 20 日(土)

5. 展示会場

東京国際フォーラム B2F ホール E  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 丁目 5 番 1 号  
代表電話 : 03-5221-9000

出展会社 79社 625小間 (協会会員78社 協会非会員1社)

基礎小間 B級 (間口 1,800mm×奥行 900mm) パラペット、社名板付

6. 展示日程 【添付スケジュール表参照】

① スミ出し及び基礎小間設営	4 月 16 日 (火)	9 : 00 ~ 17 : 00
② 特 装 島小間	4 月 16 日 (火)	11 : 00 ~ 17 : 00
基礎小間		14 : 00 ~ 17 : 00
③ 展示品搬入 基礎小間	4 月 17 日 (水)	10 : 00 ~ 15 : 00
島小間		12 : 00 ~ 17 : 00
④ 展示	4 月 18 日 (木)	9 : 00 ~ 17 : 30
	19 日 (金)	8 : 30 ~ 18 : 30
	20 日 (土)	8 : 30 ~ 17 : 30
⑤ 撤去・搬出 製品搬出	4 月 20 日 (土)	17 : 30 ~ 21 : 00
造作物の解体・搬出	同 上	18 : 00 ~ 21 : 00

\* 展示会開催時間について変更になることもございます。予めご了承下さい。

尚、変更になった際にはメールとホームページにてご案内いたします。

\* 脚立の持ち込み、ブースの解体、造作物撤去等に関して、来場者の事故に繋がる事がございます。各社の展示責任者が確実に、責任をもって施工会社に時間厳守をご指示下さい。

## 7. 未承認品の手続

展示の約1ヶ月前迄に当協会でもとめて学会に申請いたします。

2019年3月1日(金)までに、必要書類を協会事務局宛てに送付してください。

### 【薬機法未承認品の出展について】

出展希望社は学会長に対し出展申請し、申請により学会長が学術振興に寄与すると認められた場合に限り、出展要請をされることとなります。

違反事項があった場合は、展示委員会にて出展をお断りすることもあります。

#### 1. 展示ブース内表示について

・当該品目が未承認品であり、販売・授与できないことが明らかにわかる様に次の要領で未承認品ごとに表示板をつけて下さい。

##### ① 表示内容：『薬機法未承認品につき販売・授与は一切できません』

単に「学術参考品」、「薬事申請中」、「未承認品」、「参考出品」などの表示だけでは不適當です。

##### ② 表示形式・・・卓上式、縦看板式、バックパネル提示式

##### ③ 文字規定：

色・・・白地に黒文字

書体・・・MSPゴシック

サイズ・・・24P～72P

・展示会場では「出展条件」を確認、周知徹底の上、当該展示品の管理・保管を徹底してください。

・展示会場搬入当日までに、当該未承認品の展示場所をブース平面図に図示して当協会事務局に提出して下さい。

#### 2. 出展条件について

・未承認品であり、販売・授与できない旨を表示すること。

・製造方法、効能・効果、性能に関する標榜は精密かつ客観的に行われた実験のデータ等事実に基づいたもの以外は行わないこと。

・関連資料等の配布は原則として行わないこと。

但し、医師の求めに応じて、研究発表論文別冊等、既に評価を受けた学術論文を提出することはこの限りではない。(カタログ類は広告宣伝に該当しますので、配布はできません。)

・展示終了後は、販売・授与せず、廃棄、返送等の適切な措置を取ること。

\*詳細については協会ホームページの「薬機法未承認品の出展申請について」を参照ください。

### 【未承認申請書類 提出先】

一般社団法人 日本眼科医療機器協会 事務局

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-2-5 九段ビル 9F

TEL：03-5276-9841 FAX：03-5276-9842

●提出期限・・・2019年3月1日(金)

## 8. 基礎小間 【添付基礎小間姿図参照】

- 1) 1小間のスペースは、間口 1,800mm×奥行 900mm (B級) です。
- 2) バックパネル(高さ 2,400mm)を立て、加工紙で経師します。
- 3) 基礎小間背面上部に社名板(欧文併記)をつけます。
- 4) 各社ブースの境界に袖パネル(奥行 900mm)を設けます。但し、端角小間の通路面には設置しません。基礎小間の詳細は添付の『基礎小間姿図』をご参照下さい。
- 5) 電気配線(100V/60HZ)を施工し、1小間につき2口コンセント(任意場所)1個を取り付けますので、添付「展示申告用紙」に記入の上、2019年3月1日(金)までに、下記設営業者に図面を添えて提出してください(e-mailにてお願いします)。
  - ・100V 1.5Kwを超える場合の配線はブレーカー迄とし、それから先の配線はコンセントを含め特装扱いとなります。
  - ・1小間につき300wを超える場合、超過分については有料となります。また、所要電力増量、ブレーカー位置変更並びに配線変更等も有料です。費用等については直接、設営業者にお支払の手続きを行なって下さい。
- 6) 基礎小間でモニター等の重量物の使用をされる場合、基礎設営業者に事前にご相談ください。危険回避の為に基礎小間自体の補強が必要になります。
- 7) 設営業者

株式会社サンケイビルテクノ

担当：香西 理

e-mail：[btinfo4@sankeibldg.co.jp](mailto:btinfo4@sankeibldg.co.jp)

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台 2-3-11 NBF 御茶ノ水ビル 2F

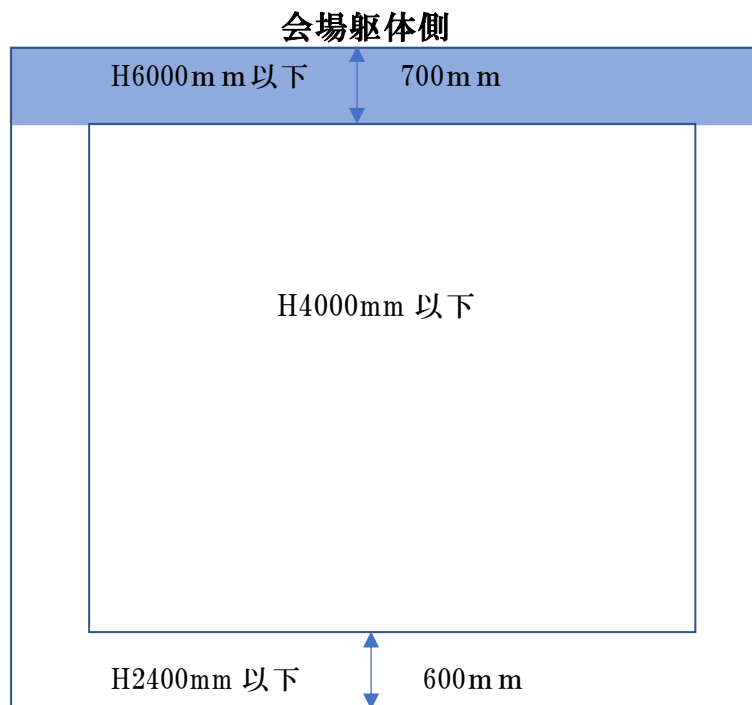
Tel.03-5577-3013 Fax. 03-5577-3200

## 9. 特装

- 1) 特装工事を行うときは、2019年3月1日(金)までに添付申告用紙により装飾施工業者名を登録して下さい。又、展示会場他関連施設に入るときは各自、所属・氏名を明記したネームカードを用意し、常時装着して下さい。
- 2) 消防法関係の規則、手続きが厳重です。  
13項「消防法関係の注意及び禁止事項」を参照して厳守して下さい。
- 3) 基礎小間(横一列・ブロックを含む)の装飾高さ制限は2,400mmです。
- 4) 島小間について  
島小間の装飾高さ制限は4,000mmですが、2,400mmを超える構造のときは、1)と共に、2019年3月1日(金)までに必ず協会事務局と㈱サンケイビルテクノ宛に、図面とパース図(立体図)を添えて申請し承認を得て下さい(e-mailにてお願いします)。また、壁面に位置する島小間ブースは会場躯体に接する面に限り6000mmまでの高さ制限を設けます。躯体に接する面から700mm以内において、6000mmまで許可します。高さを4000mmまでの装飾物を立てる場合は、600mmのセットバックで可能です。通路に面した外辺から600mm(セットバック)部分は、2400mmを超えることはできません。また、どの位置から見ても景観を損な

うことなく、かつ周辺のブースに悪影響の無いよう配慮して下さい。なお、事前に申し出がなく 2400mm を越える構造物については、現場で撤去をお願いすることもあります。通路に面して小間内に高さ 1200mm を超える壁を設ける場合、一辺の長さが 3 分の 1 以上はオープンの状態にして周辺のブースの見晴らしが悪くならないよう配慮して下さい。尚、高さ制限に係わらずパース図をご提出いただく場合もあります。

<平面>



5) 当展示会場では会場床面、壁面、柱、扉等に鋸、アンカー、釘、糊、テープ、針金などによる工作をすることは出来ません。又、車輛の会場内への進入は出来ません。なお、各社で出されたゴミ及び廃材は各社で処理をお願いいたします。

6) 特装作業時には基礎小間設営や他ブースの作業などが平行しますので他の作業の妨害や通路を塞ぐこと等の行為が無いようご注意ください。

7) 会場の指導により高所作業時には必ずヘルメット及び安全帯を着用して下さい。(下の作業員も含む)。また脚立に乗っての作業時にも必ずヘルメットを着用して下さい。脚立の天板に立っての作業は安全性の観点から行わないでください。安全性の確保のため、イントレ等は正しく組み立てて作業してください。

会場側から危険と判断される作業を発見した場合、ブース設置作業を中止して頂く事がありますのでご注意ください。注意勧告をした後でも改善されない場合は出展できない場合もありますので予めご了承ください。尚、事故が起きて展示会の開催ができなくなる場合は当該企業に展示会にかかわる全ての費用と展示参加企業に対する賠償、学会に対する賠償責任を全て負って頂きます。

8) <搬出に関する注意事項>

4月20日(土)器械撤収時間(17:30~21:00)となっております。搬出時の製品梱包は17:30から、脚立等の持ち込み、ブース解体、造作物撤去は30分後の18:00からと

します。施工会社に厳守して頂くように出展会社の展示責任者が責任をもって通達を徹底してください。

9) 各社で出たゴミは各社でお持ち帰りください。

**【図面提出先】**

一般社団法人 日本眼科医療機器協会 事務局  
TEL : 03-5276-9841 FAX : 03-5276-9842  
e-mail : tenji-op@joia.or.jp

株式会社サンケイビルテクノ  
担当 : 香西  
e-mail : [btinfo4@sankeibldg.co.jp](mailto:btinfo4@sankeibldg.co.jp)  
〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台 2-3-11 NBF 御茶ノ水ビル 2F  
Tel.03-5577-3013 Fax. 03-5577-3200

●提出期限…2019年3月1日(金)

**10. 小間割**

出展者が小間の全部、または一部を譲渡・交換することを禁止させていただきます。

**11. 荷物の受付・発送**

①4月17日(水)展示品搬入当日、運送業者により持ち込まれる小口の展示用品等は、当該企業の担当者が展示会場でお受け取り下さい。

②送状は正確に記載してください。すべての荷物に『荷物貼付票』を必ず貼付してください。御社のブース名を記載する場合、ブースがある程度完成していない時間の指定をされると配送トラブルになる可能性があります。時間指定にはご配慮ください。

③受取が不可能な場合、送状に「器械展示会場受付止め」と「御社名」の記載のあるものについては代わって受け取ることも可能です。事前に事務局に社名、個数、荷姿、指定時間等をご連絡ください。但し、荷物についての破損、紛失等の責任は当該出展企業で負うものとします。

④ヤマト運輸の宅急便を利用する場合（JITBOX含む）は後日詳細をご連絡いたします。ヤマト運輸以外での宅急便使用の場合は搬入日必着指定で下記宛先までお送りください。

**【荷物の送付先】**

〒100-0005

東京都千代田区丸の内3丁目5番1号 東京国際フォーラム B2F ホールE  
第123回日本眼科学会総会 併設器械展示  
会社名・担当者名・TEL（当日連絡のつくご連絡先をご記入ください。）

⑤搬出時の運送業者はヤマト運輸を予定しています。

## 12. 駐車場及び搬入出車輛の注意事項

当会場は商業施設・公共施設の集中する都心に位置しており、搬入出経路及び車輛の留置き台数が限られています。混雑緩和を図り、円滑な作業を行うため時間指定による時差搬入出とさせていただきますのでご理解頂きご協力をお願い致します。

### 1) 2.2m 以上の大型車輛による搬入出作業・・・地下2階展示ホール荷捌場より時間指定により時差搬入出

時間指定による時差搬入出となりますので事前の申請が必要です。同封の申告用紙により搬入出車輛を3月1日(金)までにe-mailにて申請して下さい。申請に基づき指定の搬入出時間指定の「車輛証」をお送りします。当日は警備係員が誘導いたしますのでフロントガラスに提示のうえ指定時間厳守で会場搬入口から指示に従って地下2階展示ホール荷捌場へ進入して下さい。荷捌場は駐車場ではありませんので速やかに作業を行って移動して下さい。但し、天井高さの関係で、高さ3.6m以上の車輛の進入およびユニック車による作業は出来ません。又、会場周辺の道路は全て駐車禁止で車輛の留置きは出来ません。

### 2) 2.2m 以下の小型車輛による搬入出作業・・・地下3階有料駐車場

ライトバン等の小型車輛での搬入出は地下3階の一般有料駐車場から行って下さい。有料ですが「2時間無料駐車券」を事務局で用意しますのでご利用下さい。

2時間を超える駐車料金については各自の負担となります。この有料駐車場への入場には「車輛証」は必要ありません。但し、一般駐車場のため東京国際フォーラム利用者以外の使用もある為、満車の可能性もありますので予めご了承下さい。

3) 展示会場は学術展示、テーマ展示等関係で、梱包用のストックスペースが殆ど確保出来ません。製品の梱包資材、モニター等のケース等、出展各社で持ち帰り下さい。  
皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

## 13. 消防法関係の注意及び禁止事項

消防法関係の規則、手続きが厳重です。

下記事項等に違反した場合には施工の変更、取り壊し、危険物の撤去を命ぜられますのでご注意ください。ご不明な点は事務局までご相談下さい。

①防炎表示：展示用合板、繊維、カーペット、カーテン、テーブルクロス等は全て防炎処理済で、防炎ラベルが貼付けされたもの以外の使用は禁止です。(ラベル防炎番号の届け出が必要です。)

②天井構造：天井張り、屋根付展示物及び屋根付装飾物の設置は禁止されています。造作上の天井取り付けは禁止です。天井を暗幕またはメッシュで全部または部分的に覆うような構造を検討される場合は事前に事務局にご相談下さい。その上、消火器・検出器の設置等条件がありますので天井構造は避けて下さい。

③禁止：展示会場で喫煙や裸火の使用、高圧ガス、その他の危険物(油類・プロパンガス等)を持ち込むことは規定により禁止です。



#### 14. 出展物の管理と免責

会期中の保全・管理に最善の注意を払いますが、出展物の保全に関しては、出展社自身で行ってください。また、盗難・紛失等を含めたあらゆる原因から生じる損失又は損害について、運営事務局はその責任を負いませんので予めご了承ください。

#### 15. 損害賠償

出展者は、自己またはその代理人の不注意などによって生じた会場設備、または展示会の建造物、人身などに対する一切の損害賠償について責任を負うこととなりますのでご注意ください。

#### 16. 展示品登録及び画像登録

- 1) 学会「抄録集」に「出展会社一覧」「展示会場案内図」を掲載致します。
- 2) 展示品は、協会ホームページの「展示品案内」に掲載致します。

ご登録は、協会ホームページの第123回日本眼科学会総会「展示品登録」ボタンよりお願い致します。各社1～最大6品目までご登録できます。

##### ◎新製品及び薬機法未承認品の選択

- 1) 展示品登録の際「登録ホームページ」の「新製品」又は「未承認品」を選択して下さい。協会の展示会特設サイトに一覧で掲載します。

尚、「新製品」とは、発売日より12ヶ月以内の製品とします。

\*未承認品の手続きが必要な製品とは「薬機法の届出、第三者認証、大臣承認（PMDAが審査）が必要な製品（クラスI～クラスIVに該当する製品）」に限ります。届出、第三者認証であっても提出していなければ未承認扱いになります。

- 2) 画像登録（出展会社情報ページに掲載）

タッチパネルに表示したい画像（会社ロゴ・製品等）をご登録ください。

登録できる画像は、PNG・JPEG・GIF形式のいずれかのみ1つとなります。

推奨サイズは横900ピクセル、縦670ピクセルです。

画像の登録方法は、「登録ホームページ」の受付情報の「登録画像」の項目よりご登録をお願いします。

- 3) 協会ホームページの器械展示ご案内ページ

学会ごとに「出展者一覧」と共に「展示品一覧」を掲載しています。

#### ●展示品及び画像登録締切日

共催セミナー・併設器械展示ガイド掲載登録 2019年1月31日（木）

登録ホームページ （※現在準備中）

## 17. 飲食物の提供について

2018年2月から千代田保健所の指導により、東京国際フォーラム地下2階の展示ホールで展示会を開催し、展示ブース内で商談時、接客用に飲食のサービスを行う場合は必ず「簡易式手洗い」の設置と保健所への「申請書」の提出が義務付けられました。事前に東京国際フォーラムの担当者へ内容の詳細説明を行ってください。展示会場内において飲食物を提供する際、医療機器業公正競争規約の飲食の提供に関するルールを遵守してください。

また、この会場での飲食の発注に関しては指定業者のみが対応可能です。会場指定業者にご相談ください。

## 18. 展示会 入場証について

- 1) 協会ホームページの第123回日本眼科学会総会『展示会入場証の発行』ボタンよりお申込みください。（※1月中旬公開予定）
- 2) 当協会展示規定第10条（出展者の義務）の規定を確認厳守して下さい。  
特にネームカードの着用は厳正に行ってください。着用のない場合には、入場をお断わり、もしくは退場して頂きますのでご協力下さい。  
ネームカードケース・ストラップはご使用分を各自ご持参下さい。  
新規のネームカードケースが必要な場合には有料（100円/枚）とさせていただきます。
- 3) ネームカードは搬入日の午後から配布いたします。展示受付にお越しく下さい。

●展示会入場証 申込締切日…2019年1月31日（木）  
「展示会入場証の発行」 （※現在準備中）

## 19. 学会場への入場

協会が発行する展示担当者用ネームカードでは学会場に入場する事は出来ません。学会講演聴講を目的として学会場に入場する場合には正規の学会登録が必要です。

## 20. 展示会場での活動について

展示会場周囲の自社ブース以外の通路、学会スペース周辺等における営業活動は自粛して下さい。

学術総会の併設展示という主旨から、学術総会の邪魔にならないよう、節度のある展示活動をお願いします。

許可なく他社ブースへの侵入、パンフレット等の取得、写真撮影を行わないで下さい。

## < 展示に関する「提出」及び「登録期限」 >

### ● 提出及び申込期限一覧

#### ● 各種申請書類

##### ① 薬機法未承認品目出展申請書類

提出先：展示事務局

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-2-5 九段ビル 9F

日本眼科医療機器協会 展示事務局

提出期限：2019年3月1日(金)

##### ② 展示申告用紙

島小間装飾高さが 2,400mm を超える構造などの申請等

提出先：株式会社サンケイビルテクノ

担当：香西 宛 e-mail：btinfo4@sankeibldg.co.jp

提出期限：2019年3月1日(金)

##### ③ 図面

提出先：展示事務局 e-mail：tenji-op@joia.or.jp

提出先：株式会社サンケイビルテクノ

担当：香西 宛 e-mail：btinfo4@sankeibldg.co.jp

提出期限：2019年3月1日(金)

- 展示ガイド 「展示品登録（登録製品数 1～6 品目）」※現在準備中  
登録期限：2019年1月31日(木)

- 入場証の申込  
「展示会入場証の発行」※現在準備中  
申込期限：2019年1月31日(木)